

## Web コンテンツ制作委託約款<C-craft へのリクエストにおける利用規約>

この「Web コンテンツ制作委託約款」（以下「本約款」という。）は、お申込者とC-craft（以下「当社」という。）間の Web コンテンツ制作委託契約（以下「本契約」という。）に適用される。

### 第 1 条（定義）

本契約で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- ① 「本件業務」とは、Web サイト又は Web コンテンツのいずれか一つ以上を制作する業務をいう。
- ② 「本コンテンツ」とは、本契約に基づいて当社が、お申込者からリクエストを受けて制作するイラスト、ロゴ、バナー、映像、テキスト、デザイン、動画、3D 画像、3D 動画又はこれらを組み合わせた Web コンテンツをいう。
- ③ 「本成果物」とは、本件業務によって制作された本 Web サイト及び本コンテンツをいう。
- ④ 「原始資料」とは、本件業務の遂行のためにお申込者が当社に貸与する資料をいう。
- ⑤ 「第三者素材」とは、当社が本成果物の制作にあたり素材に利用する写真、イラスト、ロゴ、バナー、映像、音楽、テキスト、デザイン又は動画等であって第三者が権利を有しているものをいう。

### 第 2 条（契約の成立）

1. お申込者は、本契約を申し込む場合、C-craft ホームページにて所定のフォームからリクエストを提出する。
2. 当社は、本契約の申込みの日から 3 営業日以内に、申込みの諾否をお申込者に対して電子メールで送信するものとする。
3. 当社が本契約の申込みを承諾する旨をお申込者の指定するメールアドレスに発信したことをもって、本契約の成立とする。
4. お申込者は、本コンテンツを事業として又は事業のために使用するため、本契約が、クーリングオフの適用対象外となることを確認する。

### 第 3 条（請負契約）

1. 本契約の締結により、お申込者は、本件業務を当社に委託し、当社はこれを受託する。
2. 当社はお申込者から提示されたリクエスト内容(モチーフ、ベースカラー、構図、デザイン案)承認に基づいて本成果物を完成させる。
3. 本件業務は請負契約とする。画像素材のご当地パックなど、予め制作された素材については売買とする。
4. 本件業務には、CMS ソフトウェアの使用許諾、SEO サービス (Web サイトが検索エンジンの検索結果の上位に表示されるよう最適化するサービスをいう) 及び Web サイトの検収後の仕様の変更・更新は含まれないものとし、それらのサービスを希望するときは別途契約を締結して、料金を当社に支払うものとする。

### 第 4 条（お申込者の協力義務）

1. お申込者が、当社からロゴマーク、イラスト、イメージ、テキスト、動画及び音楽等の本成果物の素材の提出を求められたときは、これに協力しなければならないものとする。
2. 当社は本成果物の制作過程で、必要に応じて構成案、サイトマップ案及びデザインの案の承認をお申込者に求めることができるものとし、お申込者は、当社の指定する日までに可否を通知するものとする。お申込者が当社の指定する日までにデザイン案等の可否を当社に通知しない場合は、これを承認したものとみなす。
3. 本コンテンツの制作にあたって、写真撮影・動画撮影、インタビュー等を実施するときは、お申込者は、当社と協議の上、当該撮影等の実施日を定めるものとする。お申込者が、お申込者による事情又は撮影時の天候等を理由として、当社と協議の上定めた実施日を変更するときは、別途見積の上、有償対応とする。
4. お申込者が定められた期日までに前三項を行わない場合は、当社は履行遅滞の責めを負わないものとし、お申込者は当社と協議のうえ、本成果物の納入期日を変更しなければならないものとする。
5. お申込者は、当社に本コンテンツの制作を依頼するにあたり、その全てのコンテンツ、及び、成果物が採用となった Web サイト、SNS 等の投稿があれば、該当サイトへのリンクを当社のホームページにポートフォリオとして掲載・紹介することを予め承諾する。

## 第 5 条（原始資料の貸与及び返還）

1. お申込者は、当社に対して、当社が本件業務を遂行するために必要な原始資料をお申込者の定める方法により無償で貸与するものとする。
2. 当社は、お申込者により貸与された原始資料を善良なる管理者の注意をもって保管管理するものとし、本件業務を遂行する目的以外には一切使用しないものとする。
3. 当社は、お申込者から貸与された原始資料は全て、当社による本件業務が終了した後、もしくは必要でなくなったときには、遅滞なく、これをお申込者の指示に従い返還又は廃棄もしくは抹消する。

## 第 6 条（禁止事項）

お申込者は、次の各号に該当する本成果物の制作を当社に委託することができないものとする。

- ① アダルト、暴力、違法行為や自傷・自殺、動物虐待の誘引、ギャンブル、猟奇もの、公序良俗に反するもの。
- ② 法令に違反するもの、犯罪行為、もしくは犯罪のおそれのある行為を行うことを目的としたもの。
- ③ サイバー攻撃を目的としたもの。
- ④ フィッシング詐欺又はその他の詐欺行為を行うことを目的としたもの。
- ⑤ 他人の情報を詐取することを目的としたもの。
- ⑥ サーバ等を乗っ取り、他のサーバ等への攻撃の踏み台とすることを目的としたもの。
- ⑦ コンピュータウイルス、有害なコード、トロイの木馬、パスワード読み取りソフトウェア、スパイウェア、ランサムウェア又はマルウェアを含むもの。
- ⑧ 他人の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害するもの。
- ⑨ 他人の財産、プライバシー、肖像権又はパブリシティ権等を侵害するもの。
- ⑩ 他人の名誉を毀損し、あるいは誹謗中傷するもの。
- ⑪ 特定の宗教、人種、国もしくは地域の出身者、性的指向又は性別その他標的となりやすいグループへの差別的言動、偏った言及又は解釈など、中傷的又は悪意のあるもの。
- ⑫ 不正確な医療情報を含むもの、違法又は過度な薬物の消費、未成年者による薬物、アルコール、たばこの消費を助長するもの。
- ⑬ 風俗営業、インターネット異性紹介事業、連鎖販売取引、有害玩具、靈感商法の広告を含むもの。
- ⑭ お申込者の事業を規制する法令の知識を要する内容及び、お申込者の事業における専門的な知識を要する内容を含む本コンテンツの制作
- ⑮ 当社の運営を妨げ、もしくは信頼を毀損するもの。
- ⑯ その他当社が不適切と判断したもの。

## 第 7 条（納入・検収）

1. 当社は納期までにメールにて、お申込者に対して本成果物を納入するものとする。
2. 当社が納期までに本成果物を納入できないと判断したときは、お申込者にその旨を申入れ、お申込者と協議のうえ、納期を変更できるものとする。ただし、納期の遅延が当社の故意又は過失によるときはこの限りでない。
3. お申込者は本成果物の納入の日から 5 日以内に検収を行い、第 4 条（お申込者の協力義務）第 2 項により承認した構成、サイトマップ及びデザインどおりに、本成果物が制作されていることを確認し、合格の場合は検収完了を証する書面やメールを当社に交付するものとし、不合格である場合には、速やかに理由とともに当社に通知するものとする。
4. 前項の期間内にお申込者から当社に不合格通知がなされない場合、検収に合格したものとみなす。
5. 当社が本成果物の不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議するとともに当該不一致等を修補し、再度、お申込者による検収を受けなければならないものとする。ただし、不合格として受領拒否した画像素材の一切はお申込者は使用してはならず、当社の再提出上限は 1 案件につき 3 回までとする。

## 第 8 条（委託料の支払い）

お申込者は当社に対して、本件業務の対価として、受注の通達メールに添付されている請求書に記載の代金（以下「制作費」という。）を、支払期日までに支払うものとする。

## 第 9 条（再委託）

当社は本件業務の一部を当社の責任において第三者に再委託することができる。この場合、当社はお申込者に対し、再委託先の行為について当社の行為と同等の責任を負うものとする。

## 第 10 条 (契約不適合責任)

1. 本成果物の種類又は品質に関して契約の 내용에 適合しないこと (以下「契約不適合」という。) が、本成果物の納入後 7 日以内に発見された場合、お申込者は当社に対して本成果物の修補の請求ができるものとする。
2. 本成果物の契約不適合が重大なため、お申込者が本契約について目的を達成できない場合は、お申込者は本契約を解除することができるものとする。
3. 当社は、本成果物の契約不適合が軽微であって、本成果物の修補に過分の費用を要す場合には、修補責任、損害賠償責任、及びその他の責任を負わないものとする。
4. 前各項に関わらずお申込者が当社の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合、及びお申込者がプログラムコードに手を加えた結果、発生した不具合については、当社は一切の責任を負わないものとする。
5. 当社は、本条に定めるもの以外に、本契約に関し一切の契約不適合責任を負わないものとする。

## 第 11 条 (権利不侵害の保証)

1. 当社は、本コンテンツが第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。ただし、当該権利侵害が、お申込者の指図に起因するものであるときは、当社は、一切の責任を負わないものとする。
2. お申込者は、本コンテンツに関して、第三者から知的財産権侵害の申立てがなされたときは、速やかに当社に申立ての事実及びその内容を通知して、当社に対して当該第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、当社に対して実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、並びに必要な援助をするものとする。
3. お申込者が、前項の義務を履行することを条件として、当社は、自らの責任と費用負担にて当該第三者からの申立ての解決にあたるものとする。
4. 本コンテンツに関して第三者から知的財産権侵害の申立てがなされ、当社が本コンテンツに関して第三者の知的財産権の侵害があったと判断したときは、当社は、お申込者に対し、かかる侵害によってお申込者に生じた損害 (侵害回避のため権利侵害している部分を変更する場合の費用を含む。) について第 12 条 (損害賠償の範囲) に規定される範囲を限度として、その損害を賠償する。ただし、知的財産権の侵害がお申込者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでなく、当社は一切責任を負わないものとする。
5. 当社は、本コンテンツに関して、お申込者が第三者より著作権等の知的財産に関する権利侵害の主張を受けた場合、当該権利侵害が当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
6. お申込者が、第 6 条 (禁止事項) 第 14 号の規定にかかわらず、当社にお申込者の事業を規制する法令の知識を要する内容及び、お申込者の事業における専門的な知識を要する内容を含む本コンテンツの制作を当社に委託したことによって、お申込者に損害が発生した場合は、当社は一切の責任を負わないものとする。

## 第 12 条 (損害賠償の範囲)

1. 当社がお申込者に対して負担する損害賠償は、当社の責めに基づく事由によってお申込者が直接かつ現実に被った通常の損害に限られるものとする。当社は、いかなる場合においても、本成果物の使用に付随もしくは関連して生じる逸失利益、間接的もしくは特別な事情による損失及び損害について、一切責任を負わないものとする。
2. 当社がお申込者に対して負担する損害賠償額の上限は、制作費の金額とする。
3. 当社の責めにより当社が本成果物を納期までに納入できない場合は、お申込者は、制作費に対して減額または支払い取り消しの協議を申し立てることができる。ただし、リクエストにおける納期設定は少なくとも 7 日以上制作期間を加味した設定をするものとする。
4. 当社が本契約に関してお申込者に対して負う責任は、本条第 1 項乃至 3 項に規定するものが全てであり、これを超えて、本契約に関連してお申込者の被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、情報漏洩に関する損害、財産的損害、信用損害その他一切の損害について、当社は理由の如何を問わず責任を負わないものとする。
5. お申込者が本契約に違反して当社に損害を与えた場合、当社はお申込者に対して、当社の被った通常の損害の賠償を請求できるものとする。

### 第 13 条（著作権の帰属）

1. 本成果物に関する著作権（著作権法第 27 条又は第 28 条に関する権利を含む。）は、当社に帰属するものとする。また、本成果物に共通に利用される Web 素材、並びに HTML、スクリプト、ルーチン及びモジュール等、の著作権は、当社又は当社に権利を許諾している者に留保されるものとする。当社は、当該共通部分の著作物をお申込者が追加費用の支払いを要することなく、本成果物を利用するのに必要な範囲で使用することを許諾する。
2. 前項にもかかわらず、本成果物に第三者素材が含まれる場合は、その著作権は当社に権利を許諾している者に留保されるものとする。当社又はお申込者が指定できる第三者素材は、商用利用が可能なものに限るものとする。なお、当社及びお申込者は、第三者素材の使用許諾契約を遵守しなければならないものとする。
3. 当社は本成果物につき著作者人格権を行使しないものとする。

### 第 14 条（第三者ソフトウェアの利用）

1. 本成果物を構成する一部として第三者ソフトウェア（フリーウェアを含む）が必要となる場合、お申込者は、その使用許諾条件に同意の上、当該第三者ソフトウェアを使用するものとする。
2. 当社は、前項所定の第三者ソフトウェアの契約不適合、権利侵害等については、権利侵害又は契約不適合の存在を知りながら、もしくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任を負わない。

### 第 15 条（権利義務の譲渡禁止）

お申込者は、当社の承諾なく本契約上の地位を第三者に譲渡し、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

### 第 16 条（秘密保持）

1. お申込者及び当社は、本契約の有効期間内及び本契約終了後 5 年間、本契約に基づき知り得た相手方の営業上又は技術上等の秘密及び個人情報を他に漏洩してはならない。ただし、次の各号に定めるものについてはこの限りではない。
  - ① 既に公知である情報
  - ② 秘密情報を受領した後自己の責めに帰すことなく公知となった情報
  - ③ 第三者から機密保持義務を負うことなく取得した情報
  - ④ 相手方から開示された情報によらず独自に開発した情報
  - ⑤ 法令の定めに基づき権限を有する官公署から開示を要求された情報
2. お申込者及び当社は、本契約の内容を遂行する上で相手方の保有する個人情報を取得したり、又はお申込者から開示を受けたりした場合は、かかる個人情報を法令の規定に従って適切に保管するための合理的な措置を講ずるとともに、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏洩、提供し又は使用させてはならないものとする。

### 第 17 条（遅延損害金）

お申込者が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、当社に対して、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年 14.6%（年 365 日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

### 第 18 条（保証）

1. 当社は本件業務を通じて、お申込者の業績向上に貢献するよう努めるものとするが、お申込者の売上高、本 Web サイトへのアクセス数又は利益が向上することまでを保証しない。
2. 当社は、お申込者に対し、本成果物の市場性又は特定目的への適合性などいかなる意味においても、明示もしくは黙示の保証など如何なる方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負わない。

## 第 19 条 (通知)

1. お申込者は、以下の各号のいずれかのお申込者登録情報に変更が生じたときは、遅滞なく当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を当社に提出するものとする。
  - ①商号又は名称
  - ②住所
  - ③電子メールアドレス
  - ④電話番号
2. 当社が、お申込者登録情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなす。
3. お申込者が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができない。

## 第 20 条 (本成果物完成前の解約又は解除に伴う措置)

当社の責めに帰さない事由により、お申込者が本成果物の完成前に本契約を解約する場合は、当社に対して書面にて通知するとともに、通知の日から 2 週間以内に制作費の総合計金額に本件業務の進捗率を乗じた違約金を当社へ支払わなければならない。お申込者が本契約に違反し、当社より契約を解除された場合も同様とする。

## 第 21 条 (無催告解除及び期限の利益喪失)

1. お申込者又は当社相手方が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除し、又は役務の提供を一次停止することができる。なお、この場合でも違反をした相手方への損害賠償の請求を妨げない。
  - ① 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
  - ② 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
  - ③ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
  - ④ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が 1 回でも不渡りになったとき、又は支払停止状態に至ったとき
  - ⑤ 資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議（合併による場合は除く）がなされたとき
  - ⑥ 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
  - ⑦ その他、資産、信用、又は支払能力に重大な変更が生じたとき
  - ⑧ 次条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
  - ⑨ 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
2. お申込者及び当社は相手方が本契約のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によっても相手方がこれを是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除し、又は役務の提供を一次停止することができる。なお、この場合でも違反をした相手方への損害賠償の請求を妨げない。
3. お申込者又は当社が前二項のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対して負っている一切の債務を直ちに完済するものとする。

## 第 22 条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及びお申込者は、以下の各号を表明保証するとともに、将来にわたっても各号を遵守することを確約する。
  - ① 自らが反社会的勢力（暴力団員、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずるものをいう）に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと
  - ② 自らの役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと
  - ③ 自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為等を行わないこと
2. 前項違反を理由に本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとする。

## 第 23 条 (不可抗力)

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとする。

## 第 24 条 (残存条項)

本契約の終了後も第 5 条（原始資料の貸与及び返還）、第 6 条（禁止事項）、第 11 条（権利不侵害の保証）、第 12 条（損害賠償の範囲）乃至第 20 条（本成果物完成前の解約又は解除に伴う措置）、第 21 条（無催告解除及び期限の利益喪失）第 2 項及び第 3 項、第 22 条（反社会的勢力の排除）第 2 項、第 23 条（不可抗力）、第 25 条（準拠法及び管轄合意）、第 26 条（協議事項）及び本条の条項は効力を有するものとする。

## 第 25 条 (準拠法及び管轄合意)

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. お申込者及び当社は本契約に関して生じたお申込者当社間の一切の紛争について、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

## 第 26 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、両当事者が誠意をもって協議し決定する。

## 第 27 条 (個人情報取り扱い)

お申込者は、下記 URL の当社のプライバシーポリシーに同意したうえで、本契約の締結を申し込むものとする。

URL: <https://c-craft.biz/privacy-policy/>

## 第 28 条 (本約款の変更)

1. 当社は、当社のホームページにおいて1カ月以上前に告知することにより、本約款を変更することができる。ただし、変更内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又はお申込者の一般の利益に適合する場合、当社は直ちに本約款を変更することができる。
2. お申込者が、本約款の変更に同意しないときは、本契約を解除することができる。本項に基づく解除の効果は、将来に向かって生じるものとし、遡及しないものとする。
3. お申込者が改訂日までに本約款の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更に同意したものとみなす。

以上

C-craft  
2024 年 7 月 8 日 施行